

令和 2 年第 2 回 農業委員会 総会 議事録

令和 2 年 2 月 3 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和2年2月3日(月)

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第9号 農地法第3条許可について

議案第10号 農地法第4条許可について

議案第11号 農地法第5条許可について

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

[報 告]

報告第8号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第9号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第10号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第11号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第12号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 久保田 章 生
4 番 井 野 義 美	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 越 定 光
7 番 松 元 明 彦	8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実
10 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	13 番 茜ヶ久保 加 代
14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博	17 番 比惠島 章 之
18 番 川 越 達 也	19 番 秋 山 広 美	20 番 前 田 峰 子
22 番 外 蘭 香	23 番 井 田 勝 美	24 番 小 玉 利 光

5. 欠席委員

11 番 川 崎 正 信	16 番 片 上 英 行	21 番 中 村 和 寛
--------------	--------------	--------------


6. 事務局出席者


局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主任主事	山之上 智 美
総務係主事	加 野 歩 夢	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主事	平 下 拓 実		
総務係主事	石 橋 里 彩		


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 高々久保 加代 

委員 持原義信 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより令和 2 年第 2 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、11 番川崎正信委員、16 番片上英行委員、21 番中村和寛委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、13 番茜ヶ久保加代委員、14 番持原義信委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。本日は 5 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 9 号「農地法第 3 条許可について」は 11 件でございます。議案第 10 号「農地法第 4 条許可について」は 5 件でございます。議案第 11 号「農地法第 5 条許可について」は 27 件でございます。議案第 12 号「農用地利用集積計画の決定について」は 66 件でございます。議案第 13 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は 1 件でございます。以上、審議件数は 110 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、17 万 1,824.67 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、14 万 6,039.67 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 9 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 14 番までを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、長友紘子委員の退室を求めます。

（10 番長友紘子委員退室）

○事務局（押川） 農地法第3条許可について説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2人の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。1ページの番号12、3ページの番号16が該当しますが、売買価格が地域の相場より低かったことから、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号11をごらんください。

本案件は、新規就農法人による申請です。申請人は、障がい福祉サービス事業を営んでおり、障がい者の雇用拡大等を目的に農業に参入するよう計画し、営農に当たっては、代表者が同様の事業を展開する事業所にて農業に従事し、今般ハウスつきの農地について賃貸借することになったことから、農地法第3条申請に至ったものです。

なお、本申請は、解除条件付で農地を賃貸借する申請です。通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければいけません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して農地を返却する、などの条件つきでの許可となります。この解除条件付賃貸借許可の場合、下限面積要件等に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業に常時従事する者がいること、などの要件があります。

また、本申請は一部の賃貸借となっておりますが、申請地には南北2つに分けてハウスが建設されており、南側部分については別の事業者が借りており、残りの北側部分を借りるものです。本申請後の総経営面積は、2,340平方メートルと5,000平方メートルを下回っておりますが、権利取得後における耕作の内容が花卉や野菜等の栽培であり、かつ、その経営がハウス園芸等集約的に行われるものであると認められる場合

は、5,000平方メートルに達しなくても権利取得を認め得るとされていることから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

長友紘子委員の入室を求めます。

（10番長友紘子委員入室）

○議長（松田） 次に、2ページから3ページの15番までを議題とします。

○事務局（押川） 番号15をごらんください。

本案件は、親から子への使用貸借の案件です。渡人は、農業者年金の特例付加年金を受給しており、申請農地につきましては、昭和60年5月から10年間、今回同様、農地法第3条の許可を得て、親子間で使用貸借が行われておりましたが、期間満了後、再設定の手続が行われていなかったことから、今回申請が行われたものです。受人の経営面積はゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が1万6,335平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、同様に、今回の申請で総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、4ページの番号20がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○1番（日高委員） 番号16番については、農地価格が反当たり11万円程度ですが、農用地区域の中でも若干安いと考えております。何か事情等がある農地なのでしょうか。

○事務局（押川） この農地が特別耕作しにくいとか、そういったことはございません。渡人の方が相続によりこの農地を取得されたのですが、全く農業をされず、いち早く手放したいという意向が強いこともあり、金額には特にこだわりがなかったと聞いております。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの20番までを議題とします。

○事務局（押川） 番号17をごらんください。

本案件の渡人は、相続財産管理人となっております。相続財産管理人とは、死亡者が天涯孤独で相続人が不在の場合や、相続人全員が相続放棄し相続人がいない場合などに、相続人に代わって相続財産を管理する人のことです。相続財産管理人は、相続放棄した人や利害関係人などの申立てにより、家庭裁判所により選任されます。本案件は、相続財産管理人により管理されている農地について、今般売買契約が調ったことから、農地法第3条申請に至ったものです。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第10号農地法第4条許可について、6ページを議題とします。

○事務局(山之上) 農地法第4条許可について御説明いたします。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、番号2をごらんください。

申請人は、宮崎市大字浮田在住の農家です。申請地は、宮崎市大字浮田にあります宮崎市立生目南中学校から北西に約500メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に隣接する一般個人住宅と農地に行くための通路にしたいと、申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、雨水は水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

また、番号3、番号4、7ページの番号5については、始末書付の案件となっております。両案件とも、農地法の許可を得ずに利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第11号農地法第5条許可について、8ページを議題とします。

○事務局(山之上) 農地法第5条許可について御説明いたします。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号34をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字島之内在住の農家、受人は宮崎市清武町に本拠を置く砂利の採取・販売等を行う法人です。

本日、お手元に「農地法第5条許可資料」を配付しております。1ページに位置図を、2ページに航空写真、3ページに利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1ページの位置図のとおり、宮崎市大字島之内にあります宮崎大学農学部住吉牧場から東に約600メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を昨年の12月総会で議案に上程した陸砂利採取の土砂の仮置場として利用するため、申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業振興地域の「農用地区域内」にありますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。

2 ページの航空写真をごらんください。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、雨水は地下浸透により処理し、隣接農地との境界から十分に保安距離を設けることから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様の「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、9 ページの番号 41 がございます。

次に、番号 35 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字広原在住の農家、受人は宮崎市高岡町在住の個人でございます。申請地は、宮崎市大字島之内にあります宮崎県立みやざき中央支援学校から西に約 1.5 キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理、汚水は公共下水道に接続し処理することから、周辺の農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様の「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、9 ページの番号 38、39、40 がございます。

また、9 ページの番号 38 については始末書付の案件となっております。その他の案件においても追認案件がございますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

番号 36 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字芳士在住の農家、受人は宮崎市阿波岐原町に本拠を置く建築資材のリース及び販売などを営む法人でございます。申請地は、宮崎市大字芳士にあります宮崎市立住吉南中学校から北東に約 1 キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を露天資材置場として使用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可

の例外である「既存敷地の拡張」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、既存のブロック及び周囲にブロックを設置し、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

番号 37 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市村角町在住の個人、受人は宮崎市阿波岐原町に本拠を置く農作物の生産などを営む法人でございます。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎市立宮崎東小学校から北東に約 700 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を農業用露天資材置場などとして使用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、周囲にブロックを設置し、雨水は地下浸透で処理することから、周辺の農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

○事務局(山之上) 番号 53 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字田吉に本拠を置く不動産業などを営む法人、受人は宮崎市大字瓜生野在住の個人です。申請地は、宮崎市大字浮田にあります宮崎市立生目小学校から北東に約 300 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地につきまして、登記地目は農地以外の宅地ではありますが、この筆の一部が現状、農地であったことから、農地台帳に登載されております。登記地目が農地以外であっても、農地台帳に登載された土地を農業以外の用途で利用する場合は農地法の手続が必要になることから、今回申請に至ったものです。

なお、本来は渡人が当該土地を取得する際に農地法の手続が必要でありましたが、登記地目が宅地であったことから、農地法の手続を失念していたものであり、始末書付の案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号34番につきましては、2月12日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第12号農用地利用集積計画の決定について、15ページから47ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、井野義美委員、比恵島章之委員の退室を求めます。

（4番井野義美委員、17番比恵島章之委員退室）

○事務局（石橋） 議案第12号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営

基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、15 ページの番号 48 番の 1 件でございます。

利用権設定につきましては、16 ページの番号 82 番から 47 ページの番号 138 番までの 57 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 10 件、新規設定が 6 件、賃借権の再設定が 6 件、新規設定が 30 件となっております。

45 ページの番号 134 番から 47 ページの 138 番までの 5 件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

井野義美委員、比恵島章之委員の入室を求めます。

（4 番井野義美委員、17 番比恵島章之委員入室）

○議長（松田） 次に、48 ページから 52 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（石橋） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、48 ページの番号 139 番から 51 ページの番号 146 番までの 8 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 13 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、53 ページを議題とします。

○事務局（平下） 相続税の納税猶予に関する適格者証明願が 1 件ございましたので、御説明いたします。

議案書 53 ページから 55 ページをごらんください。

願出人は、吉村町に在住の農家でございます。令和 1 年 5 月 19 日に父の死亡により農地の相続をすることとなり、農地 18 筆（田が 16 筆、畑が 2 筆）について相続税の納税猶予を受けたいということでございます。

農地の相続税納税猶予につきましては、相続人が農業を営んでいた被相続人から農地などを相続し、農業を継続する場合に限り、相続人が死亡する日まで相続税の納税猶予額の免除をする制度でございます。

被相続人の要件といたしましては、対象農地で死亡の日まで農業を営んでいた者、贈与税の納税猶予の特例の適用に係る農地等の生前一括贈与をした者でございます。

相続人の要件といたしましては、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業を行うと認められる者でございます。

また、農地の生前一括贈与と同様に、納税猶予が全てまたは一部打ち切られる場合がございます。

以上が農地の相続税納税猶予に関する説明でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第8号は、農地法第4条第1項第8号に係る「専決処分の報告について」でございます。その数1件でございます。

報告第9号は、農地法第5条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございます。その数18件でございます。

報告第10号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございます。その数1件でございます。

報告第11号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございます。その数32件でございます。

報告第12号は、「相続等による権利移動について」でございます。その数10件でございます。

なお、報告第8号、第9号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第10号、第11号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく御願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和2年第2回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時38分閉会